

枚方市条例第 32 号

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「金額に」を「作成単価に」に改める。

第11条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則 [令和7年9月10日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。